

特定非営利活動法人デジタル・フォレンジック研究会
東京大学政策ビジョン研究センター
第 1 回「医療」分科会 資料

「個人情報保護法制におけるマイナンバーと医療個人情報」

新潟大学大学院実務法学研究科 教授 鈴木 正朝

1. 個人情報保護法制の全体構造と適用法の決定

図 個人情報保護法制の全体構造

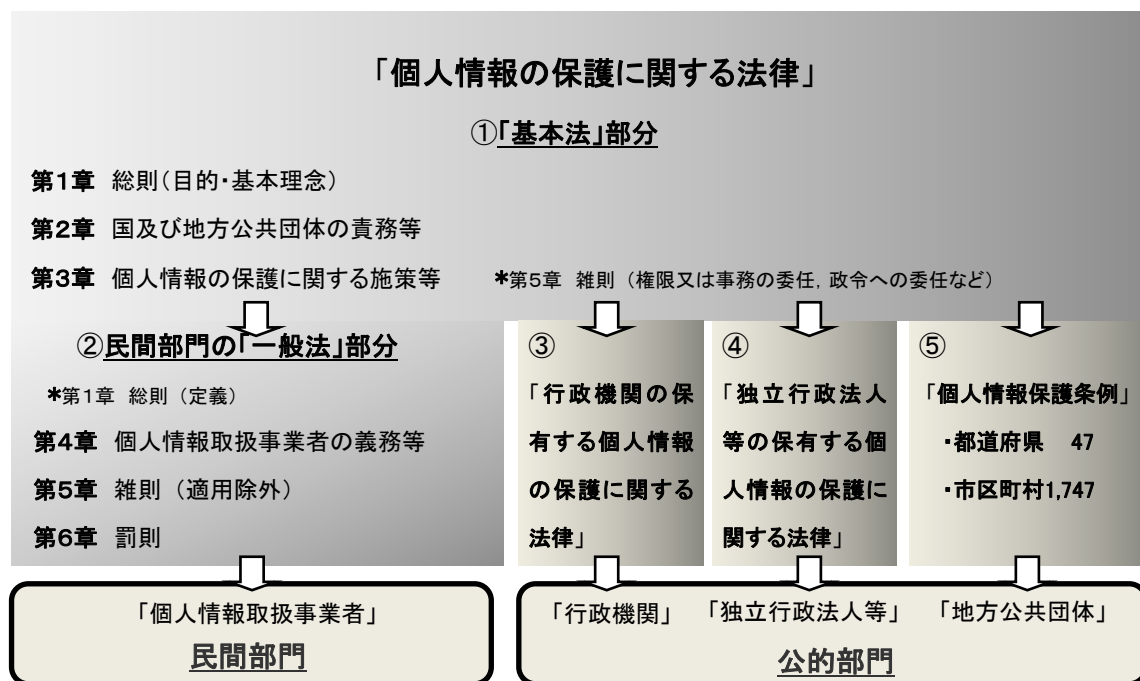


表 1 教育関連分野と適用法（例）

主体	適用法	監督官庁
文部科学省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立大学法人 大学	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
首都大学東京	東京都個人情報保護条例	東京都
私立 大学	個人情報保護法	文部科学省
県立 高等学校	県個人情報保護条例	県
私立 学園 中学校	個人情報保護法	文部科学省
市立 小学校	市個人情報保護条例	市
進学塾	個人情報保護法	経済産業省

表 2 医療関連分野と適用法（例）

主体	適用法	監督官庁等
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立がん研究センター	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
県立 病院	県個人情報保護条例	県
市立 病院	市個人情報保護条例	市
地方独立行政法人 病院	市個人情報保護条例	市
医療福祉法人 財団 病院 [個人情報取扱事業者]	個人情報保護法	厚生労働省
内科医院（開業医） [個人情報取扱事業者]	個人情報保護法	厚生労働省

平成 23 年 4 月 1 日現在の全国市町村数は、指定都市 19、市 767、区 23、町 754、村 184 の計 1,747 となり、それに都道府県 47 を加えた合計は 1,794 となる。自治体クラウドを構築する IT ベンダは、多様な条例をどのようにサービス仕様に反映させるべきか。

病院は官民に渡り広く分布している医療クラウドを構築する IT ベンダは、異なる法令をどのようにサービス仕様に反映すべきか。

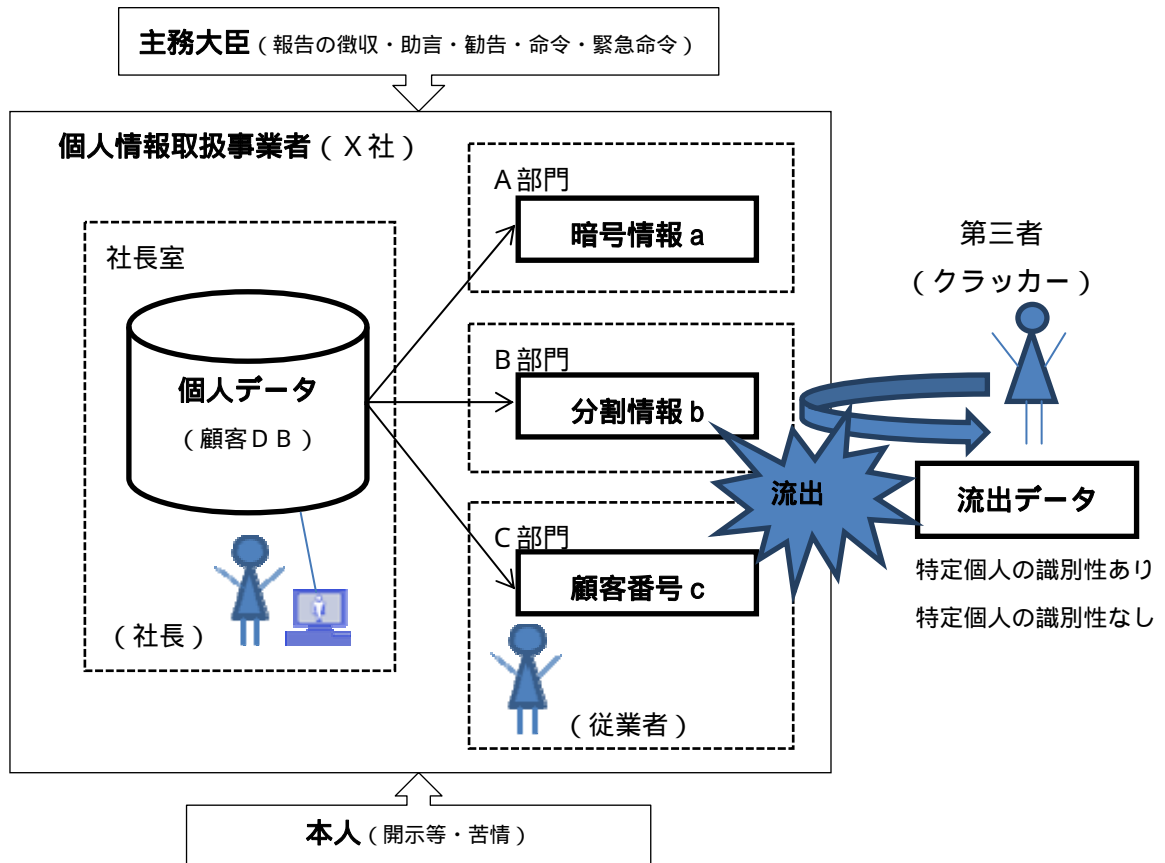
地方公共団体をまたいで構築される情報ネットワークの法的な規律は地方自治の本旨の問題なのか。

国際的な越境データ問題（EU 指令対応）のほかに国内にも無駄な越境データ問題を抱えているが、これは、住民の権利利益を保護するために必要不可欠な規制のあり方なのか。単にビジネスの阻害要因となっているだけなのか。

クラウドビジネスの振興策にどのような影響を与えているか。

2. 「個人情報」の定義・「漏えい」の定義

図 1



誰を基準に判断するかという点から、考え方を分類すると次の説があり得る。

A 説（規制事業者基準説）: 主務大臣の規制対象となる、または本人の開示等の求めや苦情の申出先となる「個人情報取扱事業者」を主体として判断するという考え方

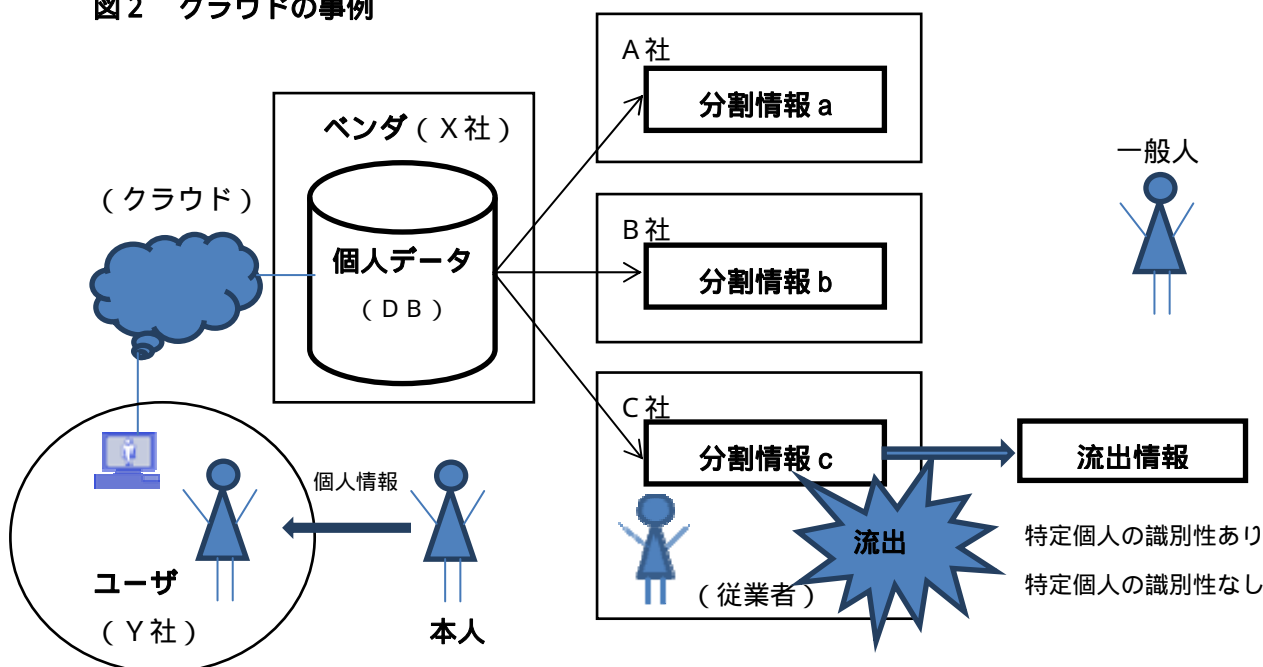
B 説（従業者基準説）: 規制される「個人情報取扱事業者」を判断の基準にしつつも、具体的に個人情報を取り扱っている者（自然人）を主体に判断するという考え方

C 説（受領者基準説）: 個人データの外部への移行を伴う場合、すなわち、委託及び第三者提供については受領者、漏えいについては取得者または取得可能な者（C1 説） 本人（C2 説） または一般人（C3 説）を主体として判断する。この場合の受領者及び取得者は、個人情報取扱事業者または事業者であることを要しないとするという考え方

D 説（一般人基準説）: 一般人を主体として客観的に判断するという考え方。

E 説（総合判断説）: 誰が判断するかという観点からだけでなく本人の権利利益の保護という観点を含め総合的に判断するという考え方。

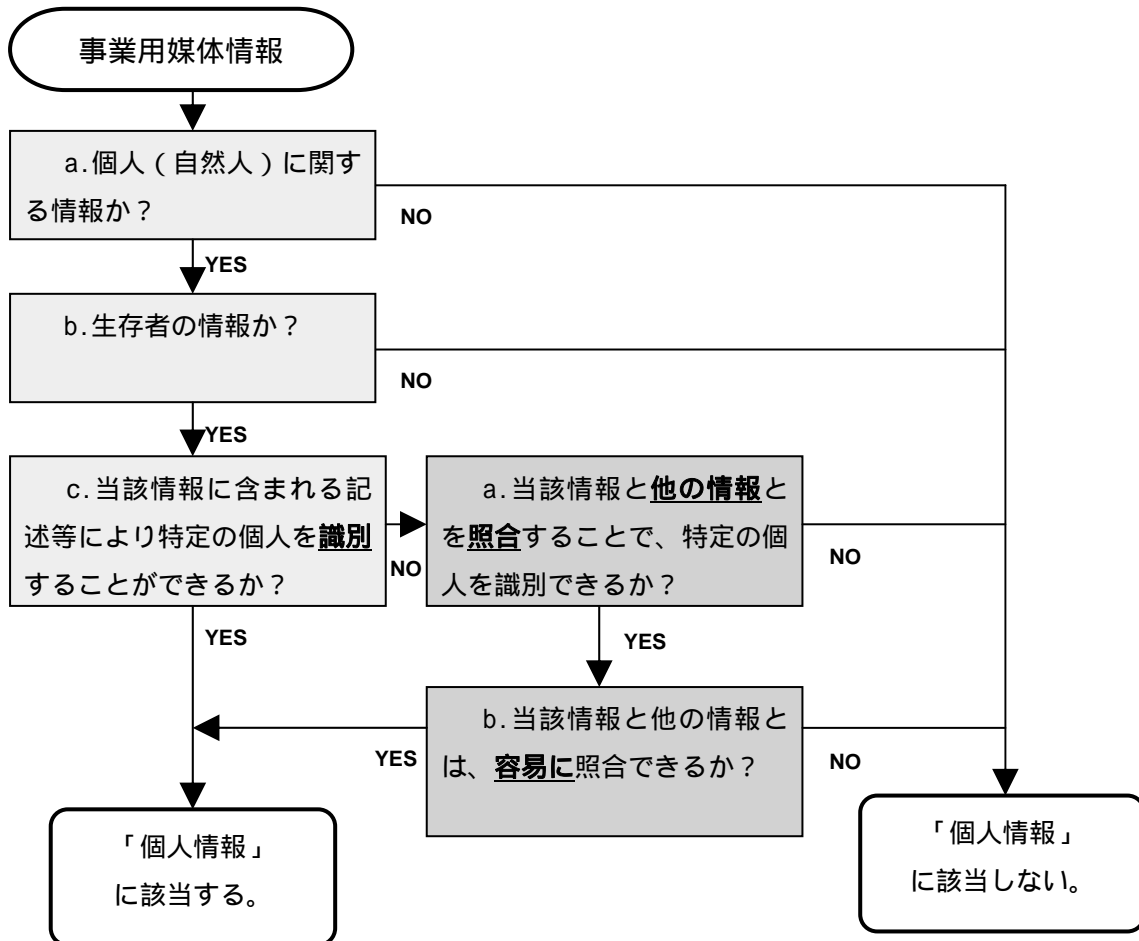
図2 クラウドの事例



- (1) X 社の安全管理義務違反を問い得るか？
- (2) C 社の安全管理義務違反はどうか？

3. 「個人情報」の定義と解釈上の論点

図 「個人情報」該当性判断

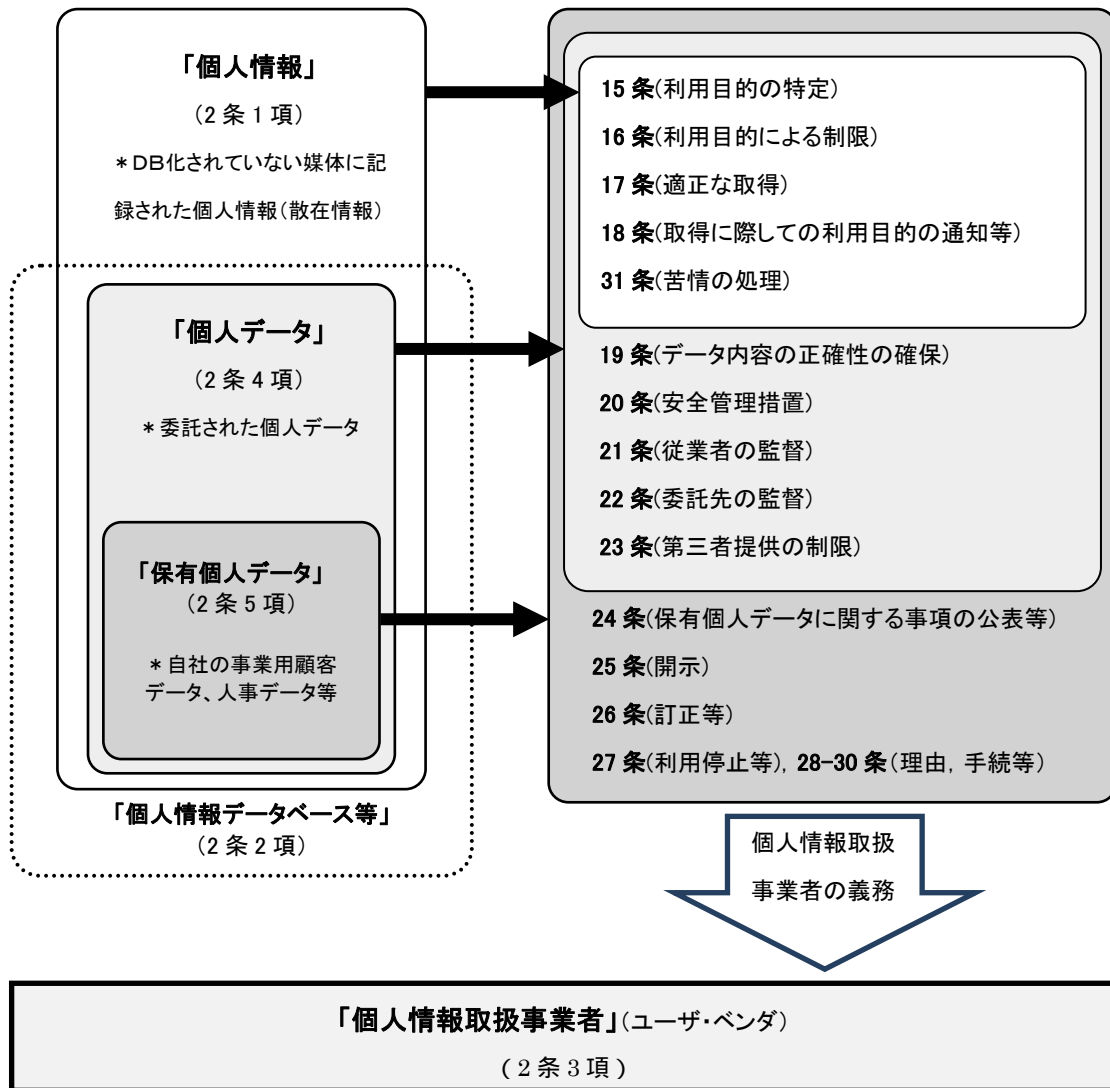


2つの個人情報

- (1) 内容的情報（「守秘」と「漏えい」や「表現の自由」との関係）
- (2) 機能的情報（「名寄せ」と「監視」）

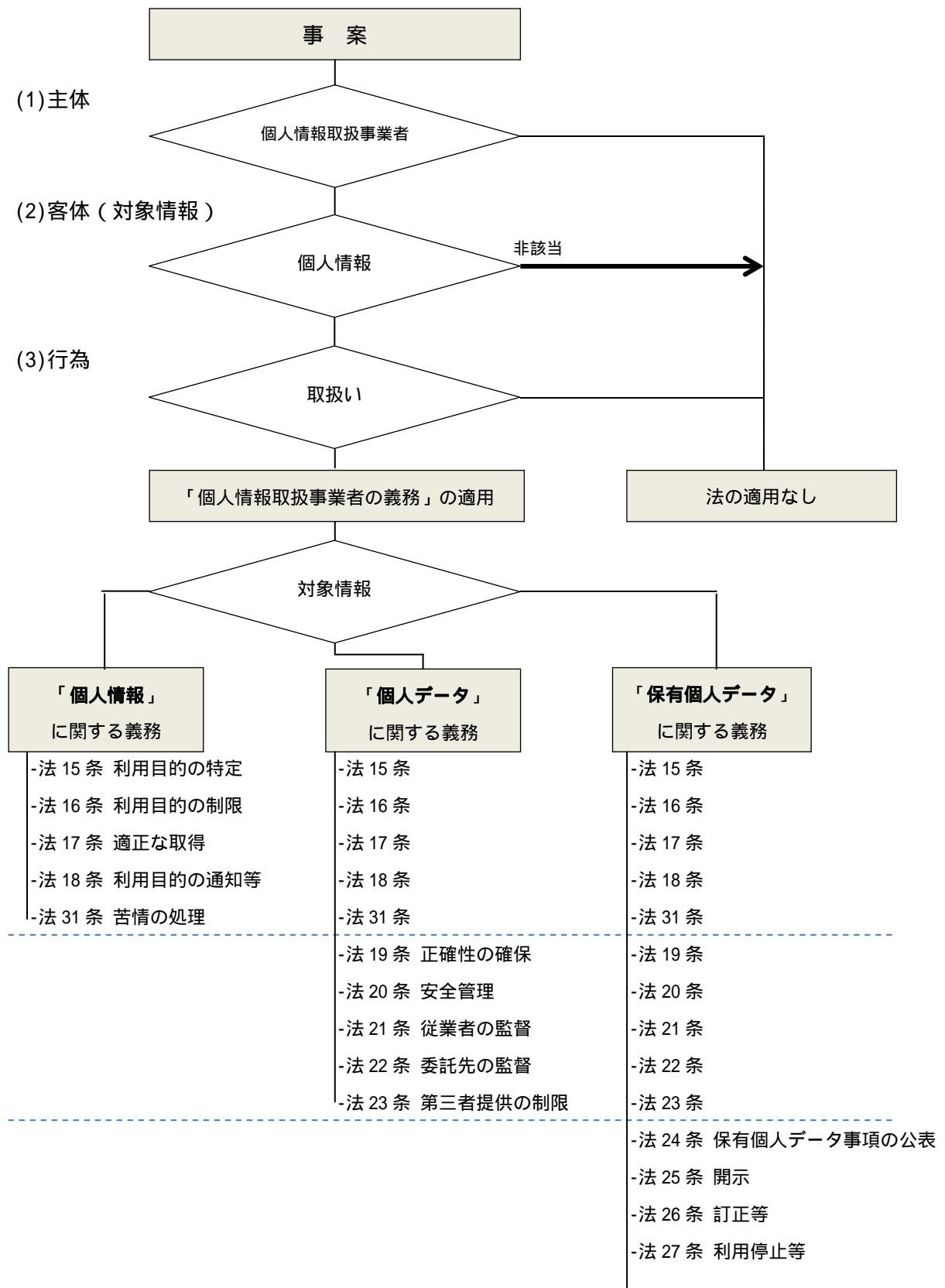
4 . 個人情報の利活用と非「個人情報」化手法の問題点 - プライバシー・インパクトに対する考慮の欠如

図 1 対象情報と個人情報取扱事業者の義務¹



¹ 岡村久道『個人情報保護法 新訂版』(商事法務)144頁の図を基に作成。

図 2 個人情報保護法の適用



5 .「個人情報」の定義と第三者提供（携帯 ID 問題）

図 番号（識別子）の提供

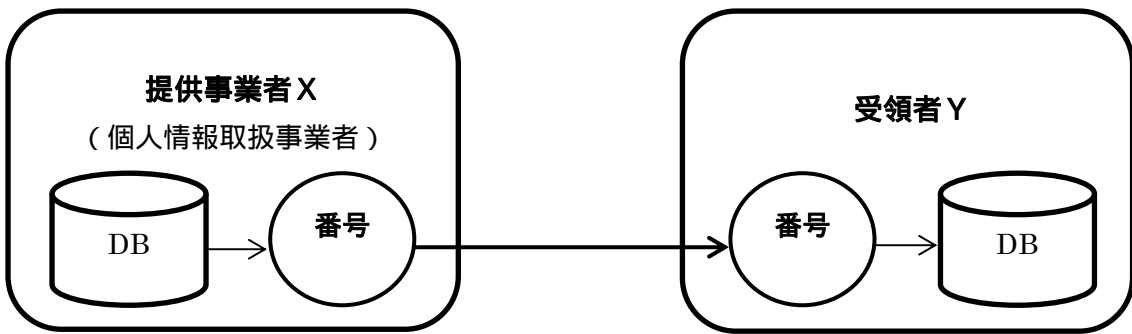
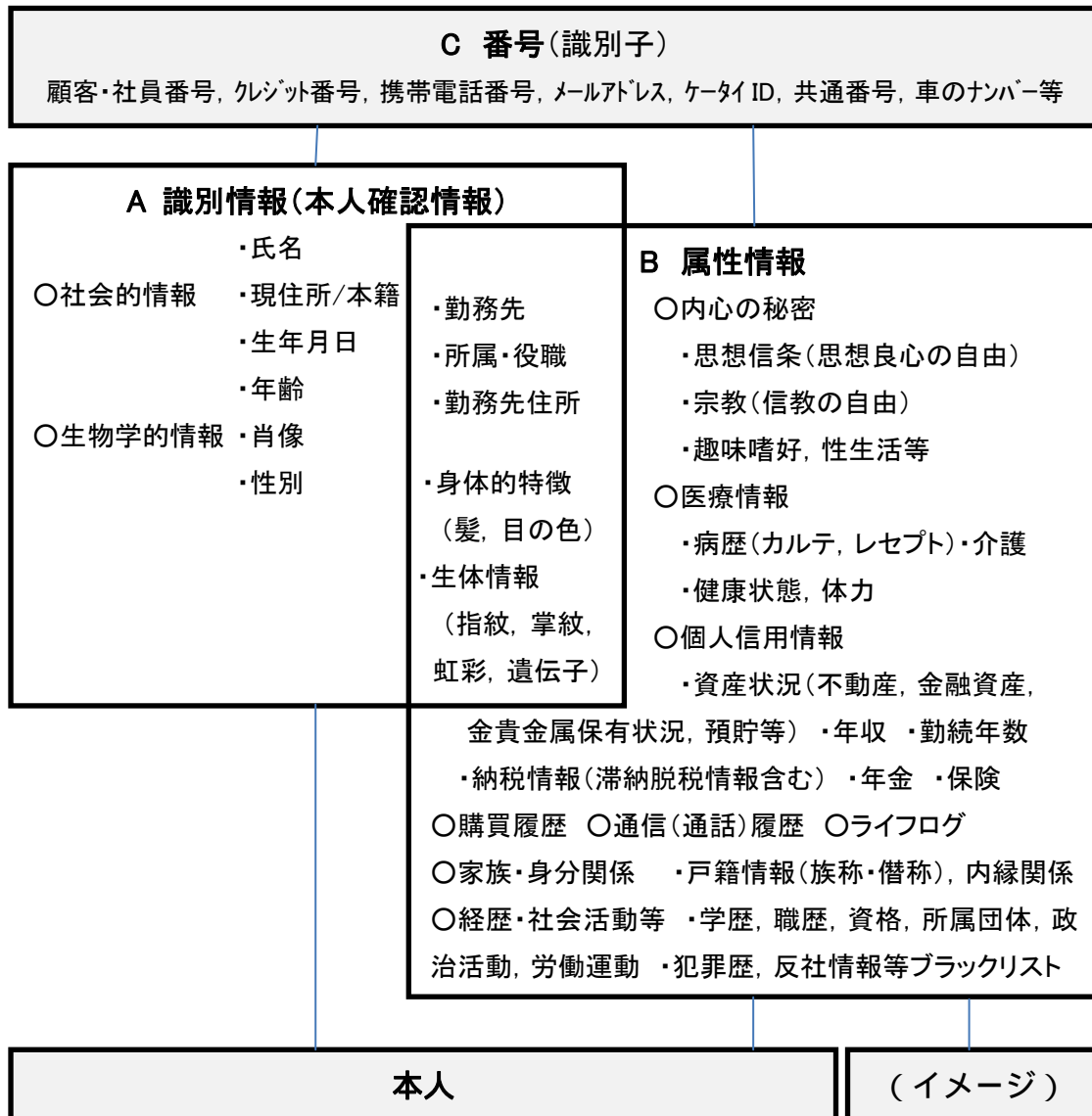


表 番号の提供と個人情報保護法 23 条の適用の有無

提供事業者 X	データの提供	受領者 Y	法 23 条適用の有無
特定個人識別性あり	「個人データ」 の提供	特定個人識別性あり	あり
特定個人識別性なし ×	番号の提供	特定個人識別性なし ×	なし
特定個人識別性なし ×	番号の提供	特定個人識別性あり	なし
特定個人識別性あり	番号（識別子） の提供	特定個人識別性なし ×	あり（経産省） なし（総務省）

6. 「番号」とは何か

図 1



(1) 特定個人の識別情報 (事業者が取り扱っている情報から、特定の個人を識別できる場合)

A (識別情報)

A (識別情報) + B (属性情報)

A (識別情報) + C (「番号」等識別子)

A (識別情報) + B (属性情報) + C (「番号」等識別子)

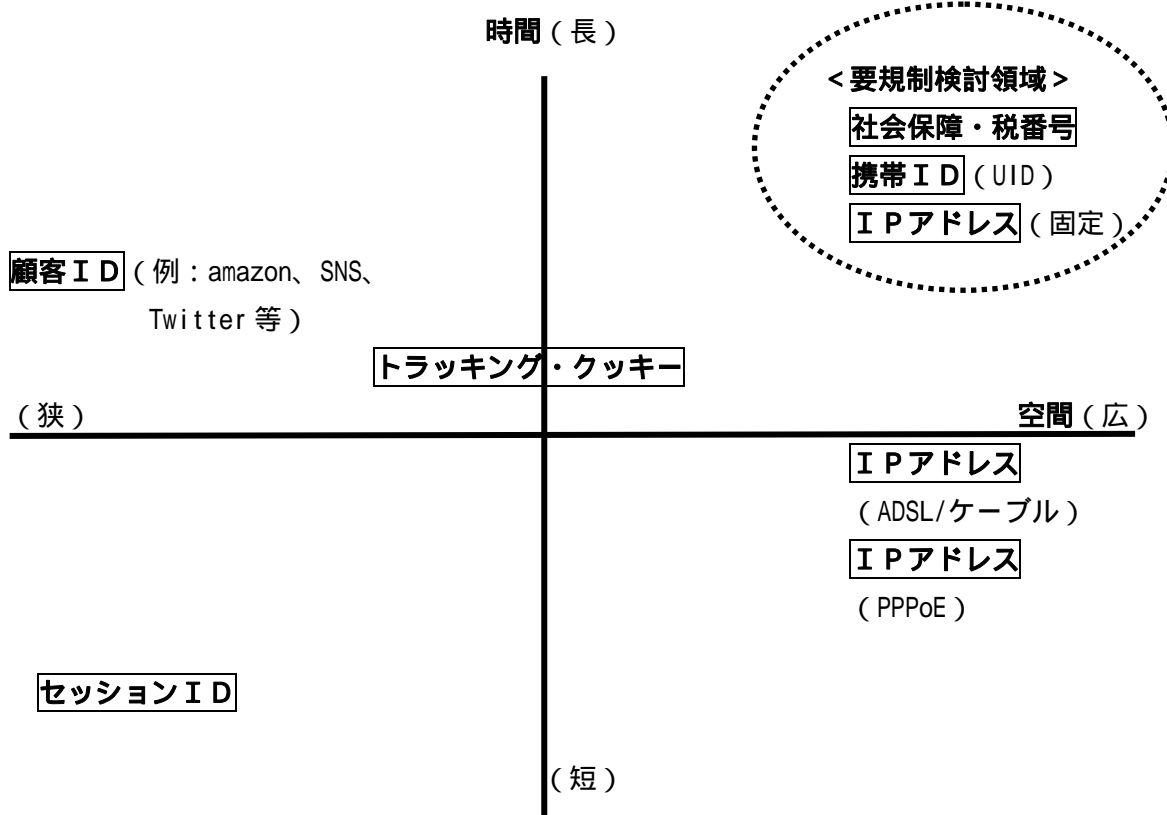
(2) 特定個人の識別「可能」情報（事業者が取り扱っている情報だけでは特定個人を識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合）

C（「番号」等識別子）

C（「番号」等識別子）+ B（属性情報）

* B（属性情報）

図 2 法的に規律すべき番号（識別子）の性質



（高木 浩光 産業技術総合研究所 主任研究員の資料）

(1) 悉皆性

国民等構成員全員に皆ことごとく付番されること。

(2) 唯一無二性

構成員ひとりひとりにそれぞれ唯一無二の番号が付されること。

(3) 利用期間の長期性（時間）

「年金のように国民一人ひとりの情報が生涯を通じて「タテ」につながる」こと。

(4) 利用範囲の広範性（空間）

「医療・介護など制度横断的に自己負担上限額を定める場合のように国民一人ひとりの情報が分野を超えて「ヨコ」につながる」こと。

7. 「利用目的」の管理

図1 直接書面取得（法 18 条 2 項）とそれ以外の取得（法 18 条 1 項）

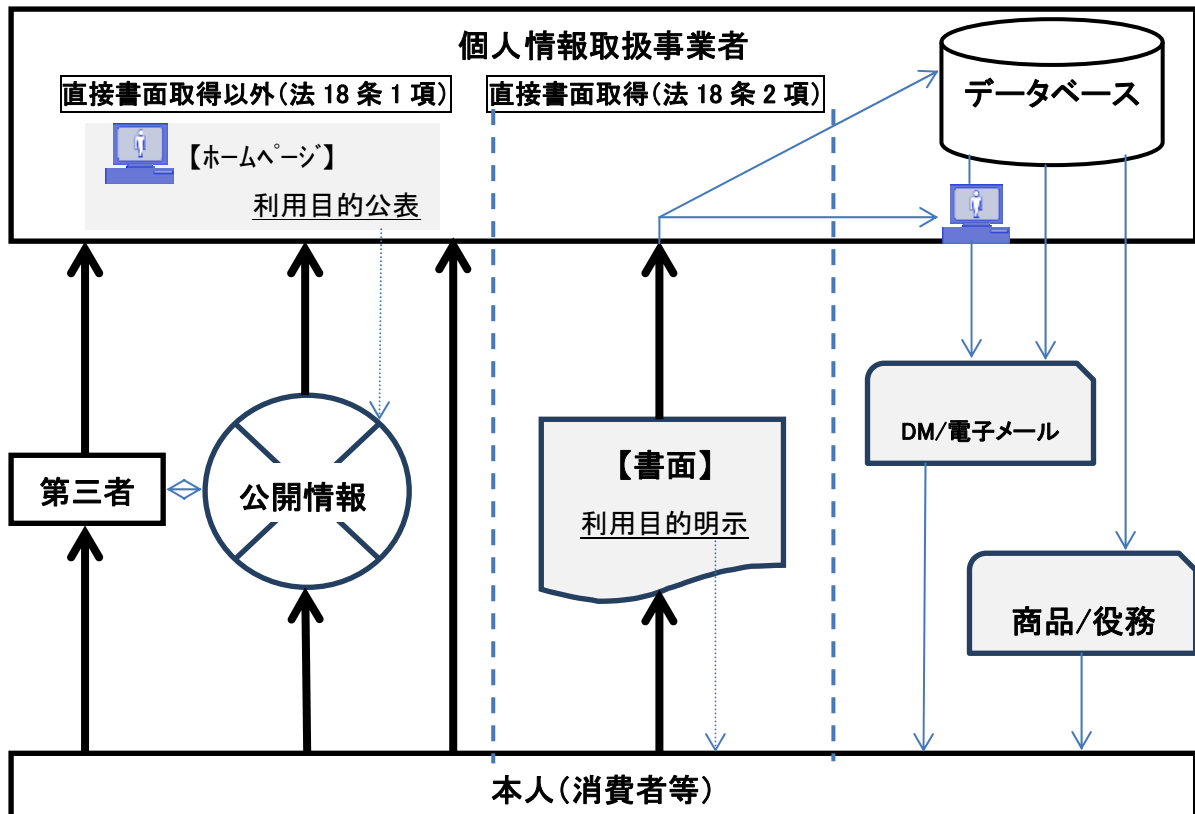
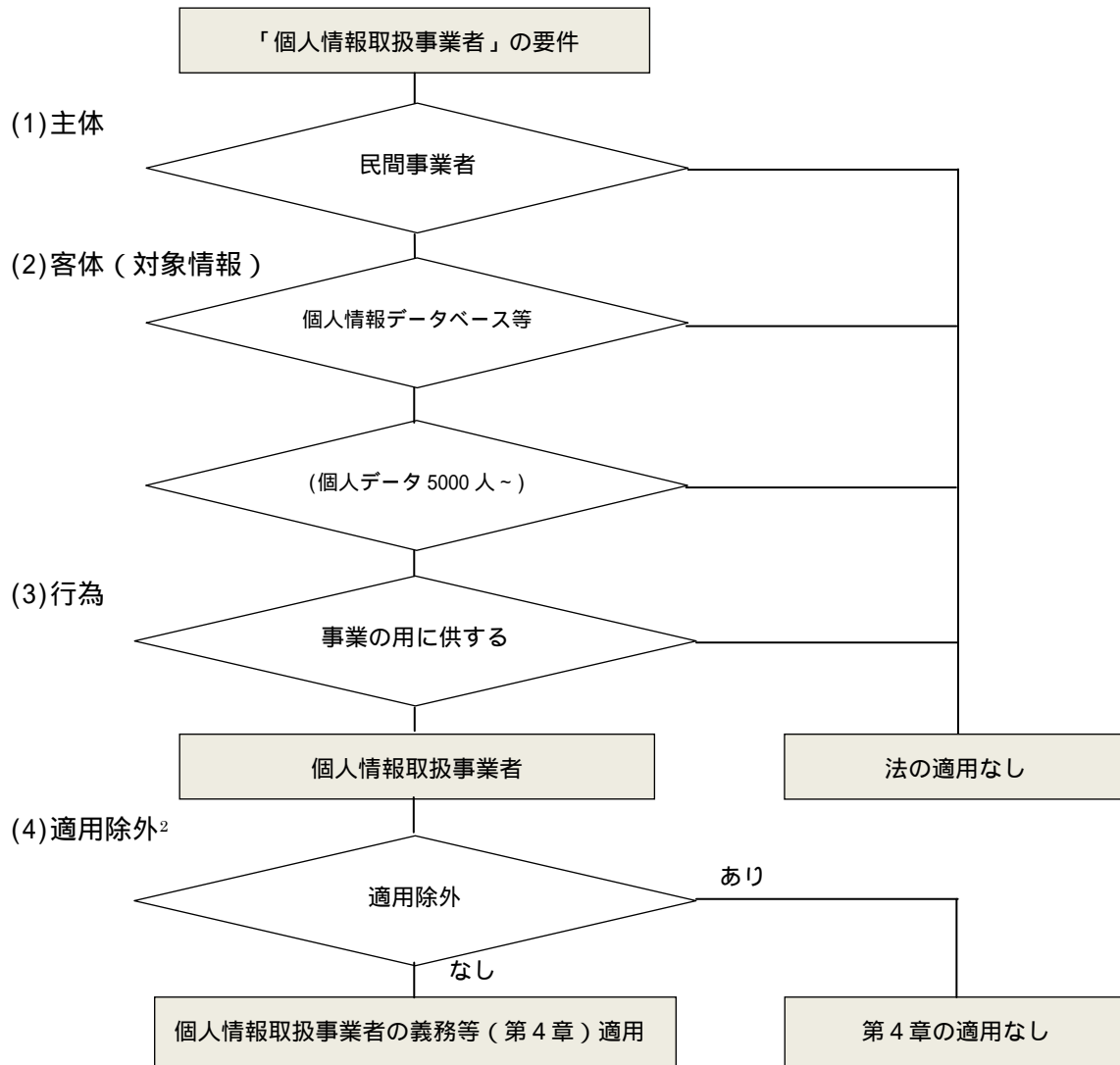


図 2



8. 「個人情報取扱事業者」の定義と立証問題

図 1 個人情報取扱事業者の要件



² 報道機関の報道目的、著述業者の著述目的、大学等学術研究機関団体及び研究者の学術研究目的、宗教団体の宗教活動目的、政治団体の政治活動目的については、「個人情報取扱事業者の義務等」(第 4 章)は適用しない(法 50 条)。したがって「罰則」(第 6 章)の適用もない。

図2 過去6ヶ月の個人データの保有数（A社とB社の場合）

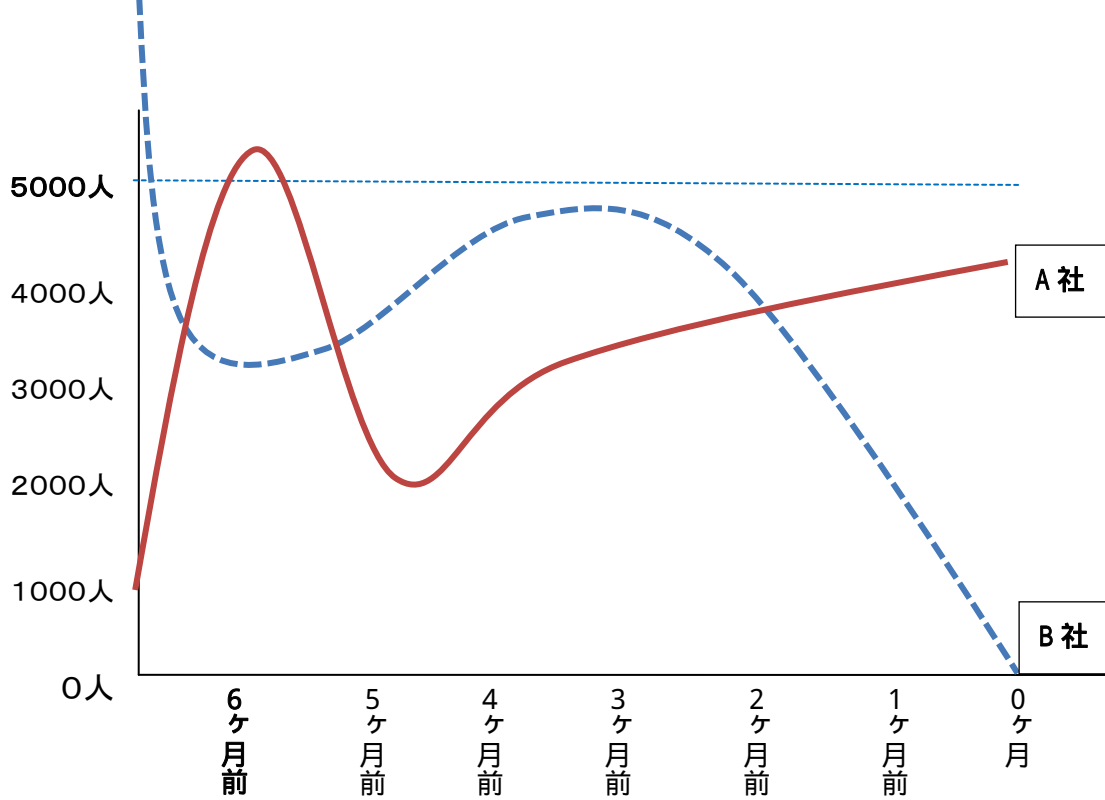
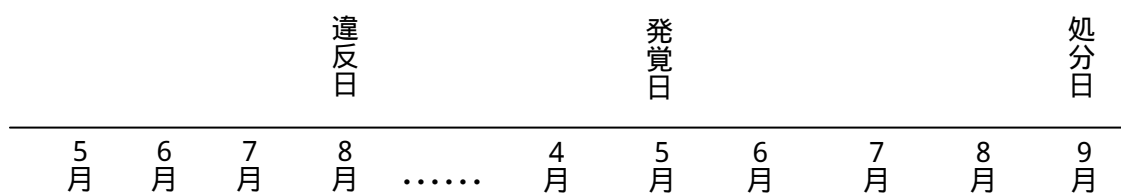


図3 「6ヶ月」の起算日はどれか



スマホから個人情報を不正に取得したアプリ開発事業者をほぼ特定できたが、主務大臣（経済産業大臣または総務大臣）は報告の徴収をすることは可能か？

9. 「開示等」の法的性質

表：開示等の求めの法的性質と個人情報保護法の理念

開示等(法 29 条)	請求対象	論点
1) 「利用目的の通知」の求め(法 24 条 2 項)	自己の「保有個人データ」の特定「利用目的」	利用目的通知請求訴訟の可否
2) 「開示」の求め(法 25 条 1 項)	自己の「保有個人データ」	開示請求訴訟の可否
3) 「訂正等」の求め(法 26 条 1 項)	自己の「保有個人データ」	訂正等(訂正・追加・削除)請求訴訟の可否
4) 「利用停止等」の求め(法 27 条 1 項)	自己の「保有個人データ」	利用停止等(利用停止・消去)請求訴訟の可否
5) 「第三者提供の停止」の求め(法 27 条 2 項)	自己の「保有個人データ」	第三者提供停止(差止)請求訴訟の可否

「個人情報の保護に関する法律」について以下の問に答えよ。

大手家電メーカー(個人情報取扱事業者)Y に対して、その顧客(本人)X は、3 年前に Y の経営するオンラインショップで購入した A V 機器について、(1)注文時に X に対して明示した利用目的の内容を通知すること、(2)当該オンラインショップ内で管理している X の保有個人データを開示すること、(3)Y 社のお客様相談窓口と X との応答履歴(音声ファイルを含めた過去 3 年分の保有個人データ)を開示することを求める申請書を Y 社所定の手続に従い郵送した。

当該申請書を Y 社が適正なものとして受理した直後、X は Y からの回答を待つことなく、上述と同じ内容の利用目的通知請求及び開示請求の訴訟を提起した。

X の Y に対する裁判上の利用目的通知請求、及び開示請求は認められるか。

参考文献

1. 裁判上の請求権を否定する立場

(論文)

夏井高人「個人情報保護法第 50 条(適用除外)に関する要件事実論的検討」

判例タイムズ 1131 号(2003.12.1) 64-8 頁

判例時報 1978 号「診療録開示等請求事件」(東京地判平 19.6.27) 27-32 頁

鶴巻暁「個人情報保護法の具体的請求権を否定する初の司法判断の意義」

ビジネス法務 2007 年 11 月号、46-52 頁

- * 東京地判平 19.6.27 の被告病院側の代理人の立場から論文を公表したもの。なお、筆者（鈴木）は、上記裁判において、裁判上の請求権否定説の立場から意見書を提出した。（書籍）
- ・ 園部逸夫編集 藤原静雄 + 個人情報保護法制研究会『個人情報保護法の解説《改訂版》』（ぎょうせい）
- * 否定説の立場ではないという評価もある。
- ・ 鈴木正朝「第 2 章 個人情報保護法とプライバシーの権利 - 「開示等の求め」の法的性質」堀部政男編著『プライバシー・個人情報保護の新課題』（商事法務）
- ・ 石井夏生利『個人情報保護法の理念と現代的課題』（勁草書房）

2 . 裁判上の請求権を肯定する立場

（論文）

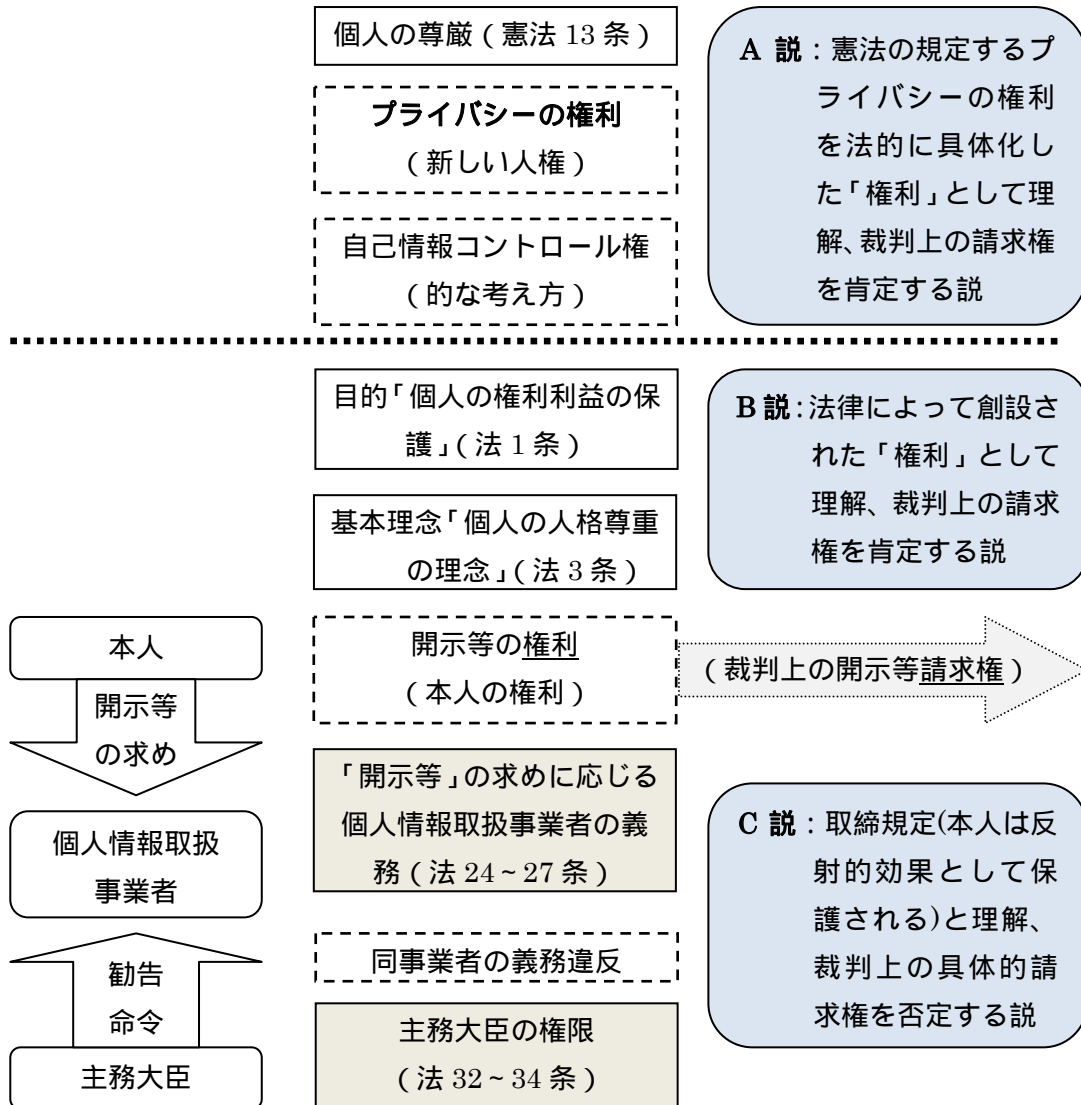
宇賀克也「最新判例批評 一 個人情報保護法二五条一項に基づく訴訟による個人情報の開示請求の可否（消極） 二 個人情報保護法二五条二項に違反した事業者が慰謝料の賠償責任を負わないとされた事例」判例時報 1990 号、164-170 頁

二関辰郎「個人情報保護法に基づく開示請求の権利性 裁判規範性を否定した東京地裁判決の批判的検討、自由と正義 vol.59 No.4、140-6 頁

（書籍）

- ・ 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説 第 3 版』（有斐閣）
- ・ 岡村久道『個人情報保護法 新訂版』（商事法務）
- ・ 藤原静雄『逐条個人情報保護法』（弘文堂）
- ・ 三宅弘・小町谷育子『個人情報保護法 逐条解説と展望』（青林書院）

図

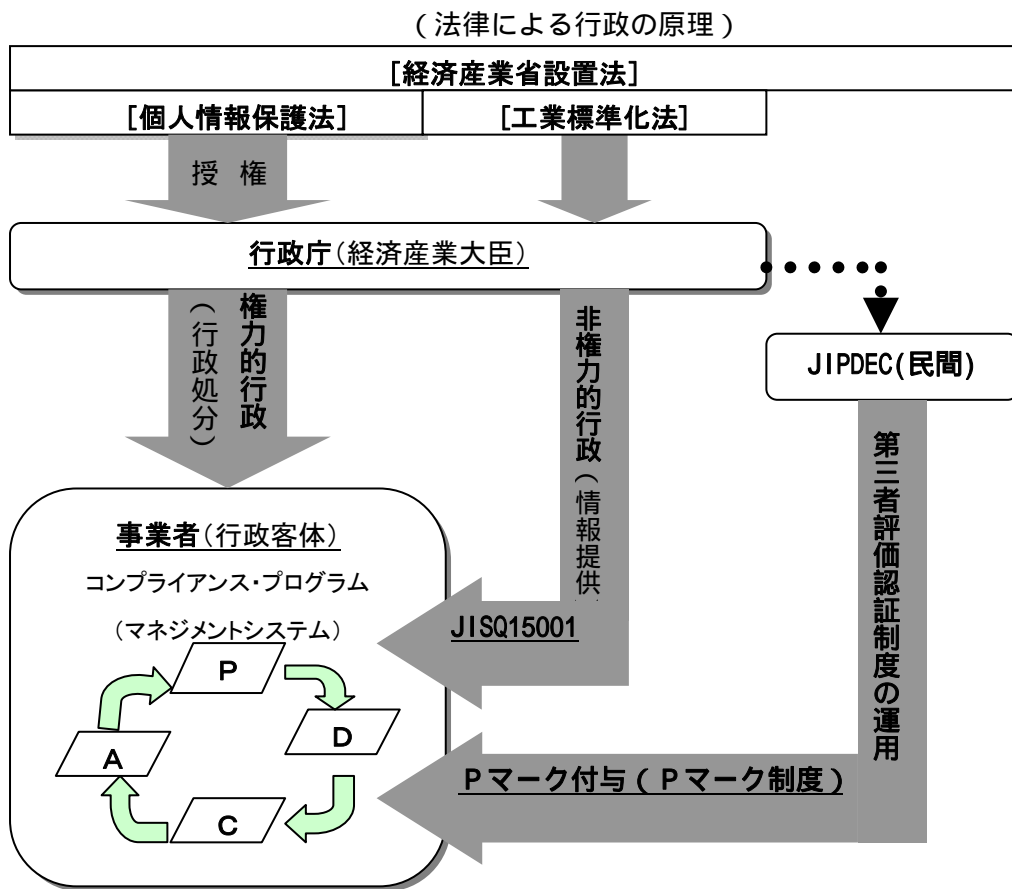


10 . 個人情報保護法と JIS Q 15001

- 国際標準化の動向と国際的ルール形成（越境データ問題）との関係

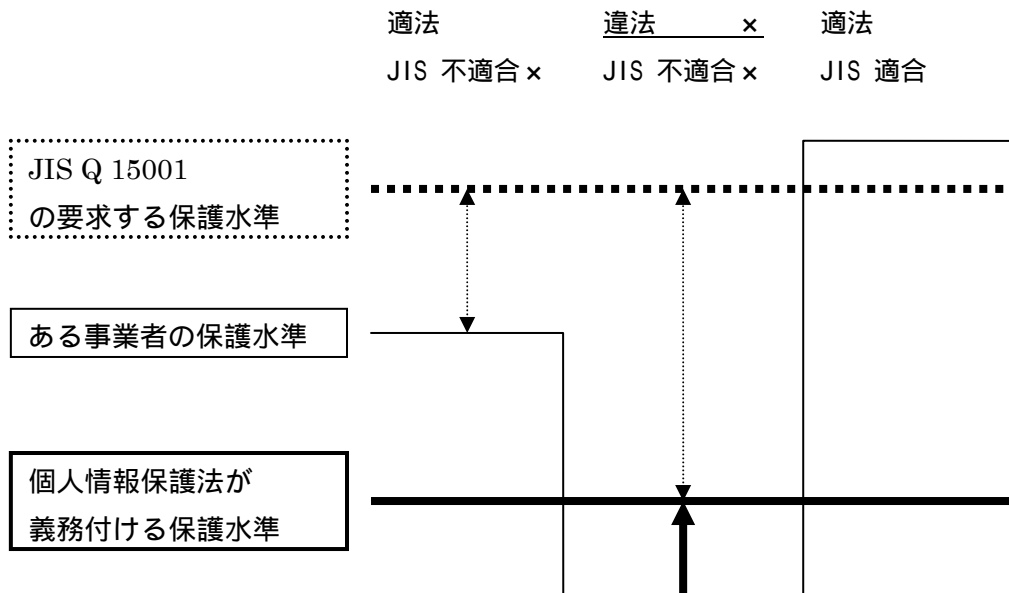
(1)

図1 個人情報保護行政とその手法



(2) JIS Q 15001 の適用と個人情報保護法の関係の考え方
 - 適法かつ JIS Q 15001 不適合の場合の対応

図 2 法令遵守と規格適合性



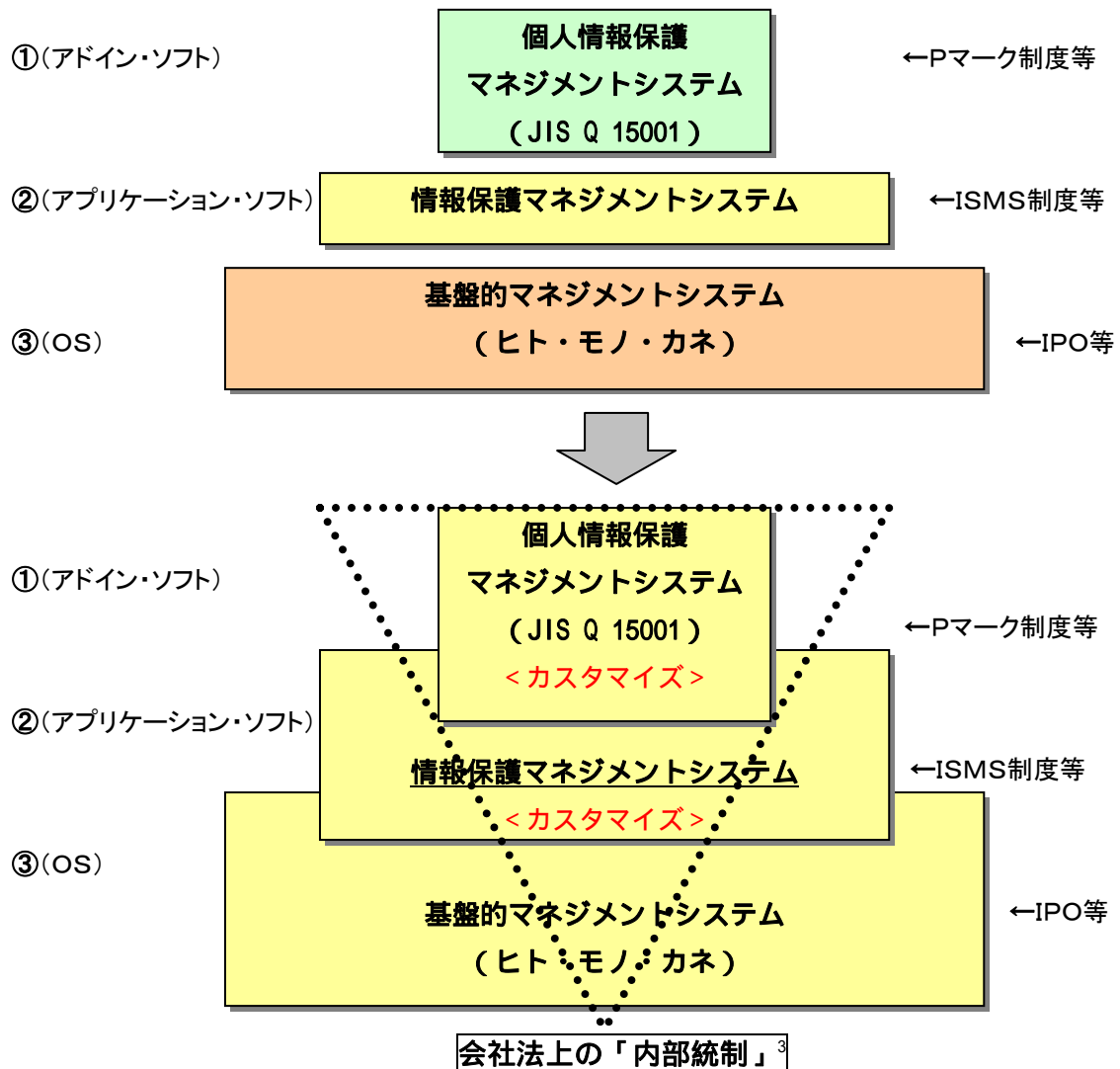
(3) 基盤的マネジメントシステムと JIS Q 15001

マネジメントシステムの種類

<p>個人情報保護マネジメントシステム JIS Q 15001 に基づく「個人情報」に特化した管理システムをいう。</p> <p>情報保護マネジメントシステム 「情報」一般の管理システムをいう。</p> <p>基盤的マネジメントシステム 「ヒト」・「モノ」・「カネ」に関する伝統的な管理システムをいう。</p>

(4) 内部統制との関係

図 3



(5) 国際標準化と越境データ問題の課題

³ 岡村久道 著『オールカラーこれでわかった！会社の内部統制』（日本経済新聞出版社，2007年）12-80頁参照